

# 電子納品に関する特記仕様書（横浜市道路・交通政策局）

令和8年4月

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、横浜市の「土木設計業務共通仕様書、測量業務共通仕様書、地質調査業務共通仕様書及び電子納品運用手順書（案）[業務編]（以下、仕様書等という）」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、業務着手前に発注者と受託者で「事前協議チェックシート（業務編）」を用いて双方協議のうえ作成するものとする。仕様書等に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部（正副各一部ずつ）提出する。仕様書等で特に記載のない項目については、発注者と受託者で協議のうえ決定する。
- 3 成果品の提出の際には、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。